

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜における月経随伴症状等による体調不良により検査等を欠席した者の取扱いについて

このことについて、次のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

1 追検査等の実施

前期選抜及び連携型選抜、外国人生徒等に係る特別枠選抜において、月経随伴症状等による体調不良により、検査等の全部又は一部を欠席した者については、「インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者」に含め、追検査等受験の可否に係る協議の対象とします。

実施日や内容等は、各高等学校の募集要項で確認してください。

各選抜における検査等を、全部又は一部欠席した場合は、必ず中学校に連絡をしてください。

なお、追検査等受験の手続きにおいては、「インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者」と同様に、医師による診断書が必要となります。

※ 選抜の一部が未完了となった者について

早退等により、学力検査や面接等、受験するはずだった選抜の内容のすべてを終了できず、選抜の一部が未完了となった場合で、追検査等の対象となる志願者は、受験できた内容のみで合格判定されることを希望するか、追検査等を受験することを希望するか選択することが可能です。

選抜の一部が未完了となった場合は、必ず中学校に連絡をしてください。

2 その他

月経随伴症状等による体調不良に限らず、体調不良等の場合、選抜当日に別室を準備します。

別室での受験を希望する場合は、速やかに中学校に連絡をしてください。